

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（既成市街地等からそれ以外の地域への買換え等）の縮減</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の第一号）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>本特例措置は、産業・業務機能の既成市街地等への過度の集中を是正し、都市開発区域等への集積促進を図ることで、大都市圏における適正な機能配置による均衡ある発展を目指すため、既成市街地等の地域内にある事業用の土地建物等を譲渡し、一定の要件に該当する土地建物等又は機械装置等を取得等した場合には、その譲渡益の 80%につき、個人にあっては取得価額の引継ぎ、法人にあっては圧縮記帳による課税の繰延べができるものである。</p> <p>本特例措置の対象となる譲渡する事業用の資産（譲渡資産）は、「事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）」とされているが、このうち「店舗」について、特例措置の対象から除外することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1013 981 1476 1075"> <tr> <td data-bbox="1013 981 1220 1075"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1224 981 1476 1075"> <p>74 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>74 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>74 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>これまでの施策の効果として、就業者及び製造業者出荷額について、都市開発区域の伸び率が既成市街地等を上回っていること等、産業・業務機能の既成市街地等への過度の集中を是正し、都市開発区域等への集積促進を図る効果が認められる。しかし、東京都区部や大阪市への人口転入超過傾向が依然として継続しており、また既成市街地における昼間人口も増加傾向にあることから、今後も引き続き特例措置を継続していく必要がある。</p> <p>しかしながら、首都圏においても、空店舗の増加等による商店街の衰退と共に、大規模商業施設の郊外移転・立地が進み、中心市街地の衰退が深刻化している地域も見られる。また、平成 21 年 3 月には、既成市街地等として初めて名古屋市において、中心市街地活性化基本計画が認定されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、今回、「店舗」について特例措置の対象から除外することとする。</p>			